

日立市くらし応援商品券 取扱店募集要項

1 趣 旨

本事業は、食料品などの物価高騰の影響を受けている市民に商品券を配布することで、家計の負担を軽減するとともに、地域における消費の下支えを図ることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 商品券名 日立市くらし応援商品券（以下、「商品券」という。）
- (2) 実施機関 日立市
- (3) 対象者 ア 令和8年3月1日時点で日立市の住民基本台帳に記録されている方
イ 令和8年3月1日までに出生又は日立市に転入し、令和8年3月14日までにその届出をした方
- (4) 配布額 1人当たり5,000円分
ただし、65歳以上の単身世帯の方は1人当たり10,000円分
- (5) 配布総額 889,000千円（予定）
- (6) 配布時期 令和8年4月以降順次配布（予定）
- (7) 配布方法 世帯主宛に世帯人数分の商品券を送付
- (8) 券 種 紙商品券（1セット：500円券×10枚）
- (9) 利用期間 令和8年8月31日（月）まで
- (10) 換金方法 ア 利用済の商品券を月ごとに集計し、市が指定する者に送付
イ 後日、利用実績に応じた額が指定口座に振り込まれる

3 取扱店の条件

- (1) 日立市内に所在する店舗又は事業所であること。
- (2) 対象業種は原則として全業種とするが、次の店舗等は除く。
 - ア 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号に規定する暴力団関係者が営む店舗等
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う店舗等
 - ウ 特定の宗教・政治団体と関わる店舗等
 - エ 業務の内容が公序良俗に反する店舗等

4 注意事項

- (1) 商品券には偽造防止策を講じているが、偽造券や不正に利用されたことが明らかかな券の受け取りは拒否し、換金を行わないこと。

- (2) お客様に直接接する全ての従業員に対し、商品券の取扱方法を説明していただき、クレームのないよう周知徹底を図ること。
- (3) 商品券を持参したお客様に対し、令和8年8月31日(月)までに限り券面記載額相当の物品又は役務の提供を行うこと。
- (4) 商品券の利用対象にならないものは次のとおり。
 - ア たばこ(加熱式たばこ及び電子たばこを含む)の購入
 - イ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券(ビール券、お米券、図書カード)、プリペイドカード、切手、印紙、旅行券等の購入
 - ウ 土地購入、家屋購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産や車両購入等の資産性の高いものに関わる支払い
 - エ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - オ 出資や債務の支払い(税金、保険金、振込手数料等)及び国・地方公共団体への支払い
 - カ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - キ 宝くじ、スポーツ振興投票券、競馬・競輪・競艇・オートレース等の投票券購入
- (5) 商品券の盗難・紛失・滅失等に関して実施機関は一切責任を負わない。
- (6) 売上金以上の商品券は受領しないこと。(釣銭は出さない)

5 取扱店の責務

取扱店は、次の事項を遵守すること。

- (1) 禁止行為は次のとおり。
 - ア 商品券の譲渡・売買・再利用
 - イ 商品仕入れ等への利用
 - ウ 直接換金
 - エ 偽造や不正利用
- (2) 商品券の盗難・紛失・滅失等は取扱店の責任となるので取り扱いは十分注意すること。
- (3) 商品券の偽造券や不正に利用されることが明らかな券の受け取りは拒否し、その際は速やかにその事実を実施機関に連絡すること。
- (4) 不正利用、違法行為があった場合は、直ちに返還請求等の措置を講じます。

6 問合わせ先(実施機関)

日立市産業経済部商工振興課

TEL: 0294-22-3111(内線487、775)、E-mail: shoko@city.hitachi.lg.jp